

動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動と間の調整を行うよう市町村長に求めることができるものとした。この場合において、市町村長は、必要があるとき認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならないものとした。(第二六〇条の四九第五項関係)

(3) 市町村は、住民の福祉の増進が効果的かつ効果的に図られると認めるときは、指定地域共同活動団体への事務の委託については、第二三四条第二項の規定にかかわらず、随意契約によることができるものとした。(第二六〇条の四九第六項関係)

(4) 市町村は、住民の福祉の増進が効果的かつ効果的に図られると認めるときは、第二三八条の四第一項の規定にかかわらず、特定地域共同活動の用に供するため、行政財産を指定地域共同活動団体に貸し付けることができるものとした。(第二六〇条の四九第七項関係)

(5) 市町村長は、指定地域共同活動団体に対し、特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができるものとするほか、指定地域共同活動団体が(1)の要件を欠くに至ったと認めるとき等は、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとした。(第二六〇条の四九第一〇項及び第一一項関係)

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(法律第六六号)(農林水産省)

一 漁業法の一部改正関係

1 特別管理特定水産資源の漁獲の状況に関する事項の報告等

(一) 漁獲割当管理区分又は漁獲割当管理区分以外の管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるもの

として農林水産省令で定めるもの(以下「特別管理特定水産資源」という。)の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、採捕をした個体の数、漁獲量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告するとともに、当該採捕に係る船舶等の名称、個体ごとの重量等に関する記録を作成し、保存しなければならないこととした。(第二六六条第二項及び第三〇条第二項関係)

(二) 農林水産大臣又は都道府県知事が、違反行為をした者が使用する船舶について即時に停泊等を命ずることができる場合として、特別管理特定水産資源の採捕をした者が(一)の報告をせず、又は虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときを追加することとした。(第二七二条及び第三〇条関係)

2 漁業者等に関する情報の利用等

農林水産大臣及び都道府県知事は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する漁業者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができることとするともに、関係する国の行政機関等に対して、漁業者等に関する情報の提供を求めることができることとした。(第一七八条関係)

3 罰則

(一) 1の(一)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の拘禁刑又は五〇万円以下の罰金に処することとした。(第一九二条関係)

(二) 衛星船位測定送信機その他の電子機器の設置及び常時作動に関する農林水産大臣の命令に違反したとき等は、六月以下の拘禁刑又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第一九五条関係)

(三) 法人の代表者等がその法人の業務等に関し、(一)の違反行為等をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、一億円以下の罰金を科することとした。(第二〇〇条関係)

として農林水産省令で定めるもの(以下「特別管理特定水産資源」という。)の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、採捕をした個体の数、漁獲量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告するとともに、当該採捕に係る船舶等の名称、個体ごとの重量等に関する記録を作成し、保存しなければならないこととした。(第二六六条第二項及び第三〇条第二項関係)

(二) 農林水産大臣又は都道府県知事が、違反行為をした者が使用する船舶について即時に停泊等を命ずることができる場合として、特別管理特定水産資源の採捕をした者が(一)の報告をせず、又は虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときを追加することとした。(第二七二条及び第三〇条関係)

2 漁業者等に関する情報の利用等

農林水産大臣及び都道府県知事は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する漁業者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができることとするともに、関係する国の行政機関等に対して、漁業者等に関する情報の提供を求めることができることとした。(第一七八条関係)

3 罰則

(一) 1の(一)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の拘禁刑又は五〇万円以下の罰金に処することとした。(第一九二条関係)

(二) 衛星船位測定送信機その他の電子機器の設置及び常時作動に関する農林水産大臣の命令に違反したとき等は、六月以下の拘禁刑又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第一九五条関係)

(三) 法人の代表者等がその法人の業務等に関し、(一)の違反行為等をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、一億円以下の罰金を科することとした。(第二〇〇条関係)

二 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正関係

1 目的規定の改正

水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した行為に係る水産動植物の流通について法目的に追加することとした。(第一八一条関係)

2 定義

改正前の特定第一号水産動植物を特定第一号第一号水産動植物とし、漁業法に規定する特別管理特定水産資源(農林水産省令で定めるものを除く。)等を特定第一号第二号水産動植物と定義することとした。(第二二条関係)

3 特定第一号第二号水産動植物等に関する規制の新設

(一) 特定第一号第二号水産動植物等に関する情報の伝達

(1) 特定第一号第二号水産動植物の採捕の事業を行う者及び特定第一号水産動植物等取扱事業者は、特定第一号第二号水産動植物等について他の特定第一号水産動植物等取扱事業者への譲渡し等をするときは、当該特定第一号第二号水産動植物等の採捕に使用した船舶等の名称、重量等を当該相手方に伝達しなければならないこととした。(第七七条第一項及び第八条第一項関係)

(2) (1)により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置がとられている場合であつて、当該事項を知ることができる方法を当該相手方に伝達したときは、(1)の伝達をしたものとみなすこととした。(第七七条第二項及び第八条第三項関係)

(二) 特定第一号第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存

特定第一号水産動植物等取扱事業者は、特定第一号第二号水産動植物等について他の特定第一号水産動植物等取扱事業者との間での譲渡しをしたとき等は、当該特定第一号第二号水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し、保存した年月日等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととした。(第九九条関係)

二 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正関係

1 目的規定の改正

水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した行為に係る水産動植物の流通について法目的に追加することとした。(第一八一条関係)

2 定義

改正前の特定第一号水産動植物を特定第一号第一号水産動植物とし、漁業法に規定する特別管理特定水産資源(農林水産省令で定めるものを除く。)等を特定第一号第二号水産動植物と定義することとした。(第二二条関係)

3 特定第一号第二号水産動植物等に関する規制の新設

(一) 特定第一号第二号水産動植物等に関する情報の伝達

(1) 特定第一号第二号水産動植物の採捕の事業を行う者及び特定第一号水産動植物等取扱事業者は、特定第一号第二号水産動植物等について他の特定第一号水産動植物等取扱事業者への譲渡し等をするときは、当該特定第一号第二号水産動植物等の採捕に使用した船舶等の名称、重量等を当該相手方に伝達しなければならないこととした。(第七七条第一項及び第八条第一項関係)

(2) (1)により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置がとられている場合であつて、当該事項を知ることができる方法を当該相手方に伝達したときは、(1)の伝達をしたものとみなすこととした。(第七七条第二項及び第八条第三項関係)

(二) 特定第一号第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存

特定第一号水産動植物等取扱事業者は、特定第一号第二号水産動植物等について他の特定第一号水産動植物等取扱事業者との間での譲渡しをしたとき等は、当該特定第一号第二号水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し、保存した年月日等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととした。(第九九条関係)

(三) 勧告及び命令

農林水産大臣が勧告又は命令を行うことができる対象に(一)及び(二)の規定を遵守していない者を追加することとした。(第一〇一条関係)

(四) 特定第一号第二号水産動植物等に関する輸出の規制

特定第一号水産動植物等取扱事業者は、農林水産大臣等が交付する適法漁獲等証明書添付してあるものでなければ、特定第一号第二号水産動植物等を輸出してはならないこととした。(第一三三第一項関係)

4 指定交付機関

農林水産大臣は、その指定する者(以下「指定交付機関」という。)に適法漁獲等証明書の交付に関する事務の全部又は一部を行わせることができることとし、指定交付機関の指定及び交付に関する事務について所要の規定を設けることとした。(第一四三第三〇条及び第三二条第二項関係)

5 罰則

(一) 指定交付機関に係る所要の罰則について整備することとした。(第三六条及び第三九条関係)

(二) 3の規定等に違反したときは、五〇万円以下の罰金に処することとした。(第三七条関係)

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、経過措置等については別に政令で定める日から施行することとした。

(三) 勧告及び命令

農林水産大臣が勧告又は命令を行うことができる対象に(一)及び(二)の規定を遵守していない者を追加することとした。(第一〇一条関係)

(四) 特定第一号第二号水産動植物等に関する輸出の規制

特定第一号水産動植物等取扱事業者は、農林水産大臣等が交付する適法漁獲等証明書添付してあるものでなければ、特定第一号第二号水産動植物等を輸出してはならないこととした。(第一三三第一項関係)

4 指定交付機関

農林水産大臣は、その指定する者(以下「指定交付機関」という。)に適法漁獲等証明書の交付に関する事務の全部又は一部を行わせることができることとし、指定交付機関の指定及び交付に関する事務について所要の規定を設けることとした。(第一四三第三〇条及び第三二条第二項関係)

5 罰則

(一) 指定交付機関に係る所要の罰則について整備することとした。(第三六条及び第三九条関係)

(二) 3の規定等に違反したときは、五〇万円以下の罰金に処することとした。(第三七条関係)

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、経過措置等については別に政令で定める日から施行することとした。

◇消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(法律第六七号)

一 消費生活用製品安全法の一部改正関係

1 定義

(一) この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に對

する危害の発生を防止するための表示が必
要であると認められるものとして政令で定
めるものをいうこととした。(第二条第四項
関係)

(二) この法律において「取引デジタルブラッ
トフォーム」とは、特定デジタルブラッ
トフォームの透明性及び公正性の向上に関す
る法律第二條第一項に規定するデジタルブ
ラットフォームのうち、当該デジタルブ
ラットフォームにより提供される場が消費
生活用製品の通信販売に係る売買契約の申
込みの意思表示を行うことができる機能等
を有するものをいうこととした。(第二條第
八項関係)

(三) この法律(第二章の二等を除く。)におい
て、輸入する行為には、外国にある者が外
国から日本国内に他人をして持ち込ませ、
一般消費者に引き取らせる行為が含まれる
ものとする。こととした。(第二條第一〇項関
係)

2 使用年齢基準
主務大臣は、子供用特定製品について、主
務省令で、その使用に適した年齢に関する基
準を定めなければならないこととした。(第三
條第二項関係)

3 事業の届出
特定輸入事業者は、日本国内においてその
輸入に係る特定製品による一般消費者の生命
又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止
するために必要な措置をとらせるための者の
氏名等を主務大臣に届け出ることができると
とした。(第六條関係)

4 使用年齢基準適合義務等
(一) 届出事業者は、その製造等に係る特定製
品が子供用特定製品である場合には、当該
子供用特定製品について、使用年齢基準に
適合するようしなければならないこととし
た。(第二條の二第一項関係)

(二) 届出事業者は、主務省令で定めるところ
により、その製造等に係る子供用特定製品
にその使用に適した年齢その他のその使用
に関して注意を促すための主務省令で定め
る文言を表示しなければならないこととし
た。(第二條の二第二項関係)

5 危害防止要請
取引デジタルブラットフォームの利用の停
止等に係る要請について所要の規定を設ける
こととした。(第三條の三及び第三九條の二
関係)

二 ガス事業法の一部改正関係
1 定義
(一) この法律において「取引デジタルブラッ
トフォーム」とは、特定デジタルブラッ
トフォームの透明性及び公正性の向上に関す
る法律第二條第一項に規定するデジタルブ
ラットフォームのうち、当該デジタルブ
ラットフォームにより提供される場がガス
用品の通信販売に係る売買契約の申込みの
意思表示を行うことができる機能等を有す
るものをいうこととした。(第一三七條第三
項関係)

(二) この法律において、輸入する行為には、
外国にある者が外国から日本国内に他人を
して持ち込ませ、一般消費者等に引き取ら
せる行為が含まれるものとする。こととし
た。(第一三七條第五項関係)

2 事業の届出
特定輸入事業者は、日本国内においてその
輸入に係るガス用品による一般消費者等の生
命又は身体についての災害の拡大を防止す
るために必要な措置をとらせるための者の氏名
等を経済産業大臣に届け出ることができると
とした。(第一四〇條関係)

3 災害防止要請
取引デジタルブラットフォームの利用の停
止等に係る要請について所要の規定を設ける
こととした。(第一五七條の三関係)

三 電気用品安全法の一部改正関係
1 定義
(一) この法律において「取引デジタルブラッ
トフォーム」とは、特定デジタルブラッ
トフォームの透明性及び公正性の向上に関す
る法律第二條第一項に規定するデジタルブ
ラットフォームのうち、当該デジタルブ
ラットフォームにより提供される場が電気
用品の通信販売に係る売買契約の申込みの

意思表示を行うことができる機能等を有す
るものをいうこととした。(第二條第三項関
係)

(二) この法律において、輸入する行為には、
外国にある者が外国から日本国内に他人を
して持ち込ませ、一般消費者に引き取らせ
る行為が含まれるものとする。こととした。
(第二條第五項関係)

2 事業の届出
特定輸入事業者は、日本国内においてその
輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡
大を防止するために必要な措置をとらせるた
めの者の氏名等を経済産業大臣に届け出な
ければならないこととした。(第三條関係)

3 危険等防止要請
取引デジタルブラットフォームの利用の停
止等に係る要請について所要の規定を設ける
こととした。(第四二條の七関係)

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化
に関する法律の一部改正関係
1 定義
(一) この法律において「取引デジタルブラッ
トフォーム」とは、特定デジタルブラッ
トフォームの透明性及び公正性の向上に関す
る法律第二條第一項に規定するデジタルブ
ラットフォームのうち、当該デジタルブ
ラットフォームにより提供される場が液化
石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約
の申込みの意思表示を行うことができる機
能等を有するものをいうこととした。(第二
條第九項関係)

(二) この法律において、輸入する行為には、
外国にある者が外国から日本国内に他人を
して持ち込ませ、一般消費者等に引き取ら
せる行為が含まれるものとする。こととし
た。(第二條第一項関係)

2 事業の届出
特定輸入事業者は、日本国内においてその
輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消
費者等の生命又は身体についての災害の拡大
を防止するために必要な措置をとらせるため
の者の氏名等を経済産業大臣に届け出ること
ができることとした。(第四一條関係)

3 災害防止要請
取引デジタルブラットフォームの利用の停
止等に係る要請について所要の規定を設ける
こととした。(第六七條関係)

五 所要の経過措置について定めることとした。
(附則第二條第六條関係)

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日か
ら起算して一年六月以内の政令で定める日から
施行することとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を
改正する法律(法律第六八号)(子ども家庭庁)

1 題名等
(一) 題名の改正
子どもの貧困対策の推進に関する法律の題
名を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推
進に関する法律」に改めることとした。

(二) 目的の改正
この法律は、貧困により、子どもが適切な
養育及び教育並びに医療を受けられないこ
と、子どもが多様な体験の機会を得られない
ことその他の子どもがその権利利益を害され
及び社会から孤立することのないようにす
るため、日本国憲法第二五條その他の基本的
権利に関する規定、児童の権利に関する条約及
び子ども基本法の精神にのっとり、子どもの
貧困の解消に向けた対策を総合的に推進す
ることを目的とする。こととした。(第一條関係)

(三) 定義の改正
この法律において「子ども」とは、子ども
基本法第二條第一項に規定する子どもをいう
こととした。(第二條関係)

(四) 基本理念の改正
(1) 基本理念として、次の事項を新設するこ
ととした。(第三條第二項及び第四項関係)

イ 子どもの貧困の解消に向けた対策は、
貧困により、子どもがその権利利益を害
され及び社会から孤立することが深刻な
問題であることを踏まえ、子どもが現在
の貧困を解消するとともに子どもの将来
の貧困を防ぐことを旨として、推進され
なければならないこと。